

学校法人滝川学園 情報公開方針

1. 基本理念

学校法人滝川学園ならびに設置校は、立学の精神に基づいた教育・研究活動を広く社会に開かれたものとし、社会的責任を果たすとともに、教育の質の保証および向上を図ることを目的として、関係法令に則った情報公開を推進します。

2. 法的根拠

情報公開は、以下の法令および規則に基づき実施します。

- ① 学校教育法施行規則 第 172 条の 2
- ② 私立学校法 第 151 条
- ③ 教育職員免許法施行規則 第 22 条の 6

3. 公開する主な情報の項目

(1) 教育研究活動に関する情報

- ① 大学の教育研究上の目的（立学の精神、学部・研究科ごとの教育研究上の目的等）
- ② 各種ポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、教学マネジメントポリシー、アセスメントポリシー）
- ③ 教育研究実施組織に関すること（教育研究上の基本組織、教職員数および構成、教員の学位および業績等）
- ④ 入学者の選抜に関すること
- ⑤ 学生数・卒業者の状況に関すること（入学者数、学生数、外国人留学生の数、卒業または修了者数、学位授与数、進学および就職の状況等）
- ⑥ 教育課程に関すること（カリキュラムマップ、講義概要等）
- ⑦ 学生の学修成果に関すること（卒業または修了の認定基準等）
- ⑧ 学生の教育研究環境に関すること（校地、校舎等の施設・設備等）
- ⑨ 大学が徴収する費用に関すること（入学金、授業料等）
- ⑩ 学生支援・就職支援に関すること
- ⑪ 自己点検・評価の結果に関すること

(2) 財務および経営情報

- ① 寄附行為
- ② 計算書類等（貸借対照表、収支計算書・注記事項・附属明細書、事業報告書・附属明細書）
- ③ 監査報告書
- ④ 財産目録等（財産目録、役員・評議員名簿、役員・評議員の報酬等の支給の基準）
- ⑤ 財務活動に関する要点の説明

- ⑥ 財務活動の経年比較
- (3) 教員養成（教職課程）に関する情報
 - ① 教員養成に対する理念・構想
 - ② 教員養成の組織に関する事
 - ③ 教員養成の教育課程に関する事
 - ④ 教員免許状取得状況
 - ⑤ 教員就職状況
 - ⑥ 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組みに関する事

4. 公開方法

上記の情報は、Web サイトを通じて、広く一般に閲覧しやすい形式で公開します。また、必要に応じて、大学案内、自己点検評価報告書や事業報告書等により提供します。

5. 情報公開の体制

総務・企画課を中心に、各部門と連携し、正確かつ最新の情報を整理・管理し、適切な時期に公開を行います。

6. 情報の見直しと改善

公開情報の内容や提供方法については、学内外者からの意見や社会的要請を踏まえて見直しを行い、必要に応じて改善を図ります。

附 則

1. 本方針は令和7年9月11日理事会決議を経て、制定する。